

出来事（2011年3月）

1. 食品添加物の新規指定

3月15日、2品目の香料が指定されました。食品添加物は、413品目になりました。

- 1) 2,6-ジメチルピリジン（香料）
- 2) 5-エチル-2-メチルピリジン（香料）

WTO 通報を終え、指定待ちの食品添加物

- 3) フルジオキソニル（ポストハーベスト、防カビ剤）

現在、次の7品目がWTO 通報中です。

- 4) 2-(3-フェニルプロピル)ピリジン（香料）
- 5) 2,3-ジエチル-5-メチルピラジン（香料）
- 6) 6,7-ジヒドロキシ-5-メチル-5H-シクロペンタピラジン（香料）
- 7) 3-メチル-2-ブテナール（香料）
- 8) 3-メチル-2-ブテノール（香料）
- 9) 1-ペンテン-3-オール（香料）
- 10) ピラジン（香料）

厚生労働省へ通知済

通知日

- | | |
|------------------|------------|
| 11) トリメチルアミン（香料） | 2010年7月29日 |
| 12) イソキノリン（香料） | 2011年2月3日 |

2. 放射能 指標値（暫定規制値）

3月17日厚生労働省医薬食品局食品安全部長より「放射能汚染された食品の取り扱いについて」（食安発 0317 第3号）が発せられました。これを受けて、内閣府食品安全委員会で、「食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること」に関する食品健康影響評価がなされることになりました。

3月23日の会合では、①国際放射線防護委員会（ICRP）を基本とし、②核種としてヨウ素131と放射性セシウムを対象とし、③可能な範囲で摂取量のデータも参考にすることとされました。昨年1月文部科学省放射線審議会基本部会で「第二次中間報告」がなされ、本年1月12日の同部会で、この中間報告に対する審議がなされたものの国内制度への反映がなされませんでした。

尚、1995年のCODEX一般規格で示されたガイドラインでは、乳児用とそれ以外で、年間の暴露量が1mSvを超えることがないように設定されています。

「放射能汚染された食品の取り扱いについて」（食安発 0317 第3号）は、7ページに掲載し、
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001558e-img/2r9852000001559v.pdf>
野菜等の試料の作成方法（洗浄後、測定）は、8ページに掲載しました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015is5.pdf>

*福島原発による食品の様々な汚染やそれに伴う食品輸出への影響が深刻になっていますが、マスコミ等で毎日報道され、しかも日々の変化が大きいので、割愛します。（報告者）

3. 内閣府食品安全委員会の「放射性物質に関する緊急とりまとめ」

「厚生労働大臣からの評価要請を受け、今般の原子力発電所の事故によって農産物等から放射能が検出され、また、放射能の検出される範囲が広範囲に及び、国民生活に多大な影響が考えられる緊急的な社会的状況を踏まえ、食品安全委員会としては、極めて異例なことではあるが、本件に関連する知見を有する専門家を幅広く参考人として食品安全委員会会合に招聘し、他の案件に優先して集中的に議論を行い、その結果を緊急的にとりまとめることとした。」とのことです。

第 375 回食品安全委員会・会議資料 1 参照

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/show/kai20110329sfc>

(1)放射性ヨウ素（ヨウ素 131）について

年間 50mSv とする甲状腺等価線量（実効線量として、2mSv に相当）は、食品由来の放射線暴露を防ぐ上で相当な安全性を見込んだものであるとされました。

(2)放射性セシウム（セシウム 134、セシウム 137）について

放射性セシウムに関し実効線量として年間 5mSv は、食品由来の放射線暴露を防ぐ上でかなり安全側に立ったものであると考えられるとされました。

4. 韓国の食品放射能規制

「食品医薬品安全庁(KFDA)は、日本の福島第一原子力発電所事故と関連し、3月19日より、日本から輸入、もしくは日本経由で輸入される農林産物、加工食品、食品添加物、健康機能食品に対し放射能汚染の確認を実施している。ヨウ素、セシウムのほか、ベータ線放射性物質のストロンチウムによる汚染も可能性としてあるが、ストロンチウムの放出量は非常に微量であることから現時点ではヨウ素とセシウムの検査のみで被曝の測定を可能と判断している。今後も精密分析装置や携帯用の検査機器等を迅速に追加確保し、輸入時に放射能汚染の有無を徹底的に点検する予定である。」と報じられました。

尚、韓国国内での食品中の放射能基準は、300Bq/kg(ヨウ素)以下です。この基準に適合する場合に露出される放射線量は、年間自然放射線量の 20 分の 1 であるため、KFDA は長期的に摂取した場合でも甲状腺機能障害等の健康被害はないと発表しています。

5. ベトナム社会主義共和国の韓国の食品放射能規制

3月24日に、保健省食品衛生安全局が公布した通知(377/TB-ATTP)で、日本から輸入する食品・食材に対して放射線安全証明書の提出を求めることが明らかになりました。

一方、3月28日、私が同国の保健省に非公式に尋ねたところ、CODEX 一般規格のガイドラインで規制するとの回答が得られました。日本の暫定規制値との差異が生じます。

6. アスパルテームの安全性に関する 2 つの研究

2月28日、EFSAは、その声明で、人工甘味料(アスパルテーム)の安全性に関する最近の2つの論文は先の安全性評価を再考する理由にはならないと結論しました。

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/ans110228.htm>

7. 魚醬中に含有するヒスタミンについて

国立医薬品食品衛生研究所の登田美桜らは、国立衛研報代 27 号（2009 年）で、「わが国においても 10～20mg/100g が食品衛生において安全性を確保するためのおおよその目安になるのではないかと考えられた」としています。すなわち、食品衛生法に基づき、100ppm あるいは 200ppm を上限とする規制を設けることです。

一方、ベトナム社会主義共和国から「上限を、40mg/100g」とすることが CODEX に提案されており、4 月に審議されることが考えられますが、厚生労働省の対処方針については不明です。

8. かに味噌は食べない方がよい

2月11日の欧州委員会（EC）の情報では、「2009/2010に欧州委員会が行ったモニタリングによれば、カニミソのカドミウム濃度は高くばらつきが大きい。平均カドミウム濃度はカニミソで 8mg/kg、一方白身はわずか0.080 mg/kgだった。カドミウム濃度は種類により、特に大きさによる。消費者にはカニミソが高濃度のカドミウムを含むことを知らせるべきである。カニミソを食べない消費者ですら既にEFSAが2009年に設定したTWI 2.5 μg/kg体重/週に極めて近いまたは僅かに超過している。子どもや汚染地域住人ではカニミソを食べなくてもこのTWIを約2倍超過している。カニミソを食べることによる許容できない追加のカドミウム暴露はできる限り避けるべきである。従ってリスク管理手法としては、カニの販売自体は保証し、消費者に食べないようまたは食べる量を制限するよう助言するのが適切であろう。」とのことです。

http://ec.europa.eu/food/food/chemicalsafety/contaminants/information_note_cons_brown_crab_en.pdf

9. アキー（ジャマイカのフルーツ）で食中毒

2月26日のProMed-mailに、「ここ3ヶ月以内にアキー中毒によると確定された死者が23人、疑い事例が194人報告されている。この極めて異常な死亡率について政府の化学者が果物の検査を行っている。患者は主に北東地域、一部西部で、過去のアキー中毒とは様相が異なる。これまでは主に子ども達の事例で、分布は国内で偏りがなかった。今回の主な被害者は25～44歳である。

1つの原因としては、12月がとても寒かったためアキーが熟して開くのが遅れた。そのため、人々が無理矢理に果実を開かせている可能性がある。アキーの輸出先では中毒は報告されていない。」と報告されました。

http://www.promedmail.org/pls/otn/f?p=2400:1001:3496624205643286::N0::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1000,87273

*アキー（Ackee、：*Blighia sapida*）は、ムクロジ科アキー属の樹木の果実で、ジャマイカの伝統的食には大事なもの。未熟なアキーには高濃度のヒポグリシン（Hypoglycin、(1R,αS)-α-アミノ-2-メチレンシクロプロパンプロピオン酸、CAS 156-56-9）を含有する。これを摂取すると痙攣、昏睡、致死性の脳症などを誘発し、最悪の場合は数時間で死亡する危険性がある。尚、原産地の西アフリカではアキーを漁の魚毒として利用している

10. 動物飼料としての麻の使用の安全性

3月24日のEFSA Journal (2011;9(3):2011 [41 pp.]) で、「麻に由来する飼料用物質としては、麻の実、麻の実ミール/ケーキ、麻の実油、花を含む麻全体の4種類がある。ヨーロッパで栽培が認められている麻は乾燥重量で0.2%以上のテトラヒドロカンナビノール (THC) を含んではならない。ヨーロッパで2006年及び2008年に採集した2,151検体中のTHC含有量の平均は0.075%だった。THCのマウスやラット、イヌでの急性毒性試験における致死量は、動物で典型的な症状を見せる濃度の約1000倍である。THC及び精神作用のある代謝物は異なる組織や臓器に分布し、脂肪は標的臓器である。THCとその代謝物は乳中に分泌され経口摂取による移行率は乳牛で0.15%と考えられる。ヒトでの精神作用はLOEL 0.04 mg THC/kg体重で、不確実係数100を用いて暫定最大耐容一日摂取量 (PMTDI) を0.0004 mg/kg体重とした。EFSAの食品摂取データベースでの牛乳摂取量のP95は成人2 L子ども1.5 Lで、植物由来飼料についての全てのシナリオでPMTDIを相当量超過する。FEEDAPパネル (飼料添加物に関する科学パネル) は、動物の飼料用としての全麻由来原料の販売または使用は禁止または制限すべきであり、飼料用の麻の実由来原料については10 mg/kgの最大THC規制値を導入すべきである。」と報じられました。

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2011.htm>

日本では、「北海道 産業クラスター研究会オホーツク『麻プロジェクト』産業用大麻の種子の輸入規制緩和」のような驚くべき規制緩和の要望があります。内容は、以下の通りです。「テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。」

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/proposal/2007/07/06_1_dat01_1.pdf

11. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例 (2011年3月)

- ・クラレイ株式会社がベトナムから輸入した「無加熱後摂取冷凍食品：寿司海老」の命令検査で、トリフルラリン 0.002ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社マルハニチロがベトナムから輸入した「冷凍養殖むき身えび：加熱加工用」の命令検査で、トリフルラリン 0.002ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・シーズ・コム株式会社がベトナムから輸入した「冷凍養殖むき身えび (串)」の命令検査で、フラゾリドン (AOZとして) 0.002ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・伊藤忠商事株式会社がベトナムから輸入した「無加熱摂取冷凍食品：ボイルムキえび」の命令検査で、トリフルラリン 0.002ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ヒガシマルインターナショナル株式会社がベトナムから輸入した「加熱摂取冷凍食品 (凍結直前未加熱)：えび類」の命令検査で、トリフルラリン 0.002ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・有限会社クマガヤがベトナムから輸入した「乾燥アキアミエビ」の命令検査で、クロラムフェ

- ニコール 0.0015ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・三井物産株式会社がガーナから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、一律基準を超えてフェンバレレートが 0.04ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・伊藤忠食糧販売株式会社がガーナから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、一律基準を超えてフェンバレレートが 0.08ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・伊藤忠食糧販売株式会社がエクアドルから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、一律基準を超えて 2,4-D が 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・株式会社カーギルジャパンがベネズエラから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、一律基準を超えて 2,4-D が 0.02ppm 及び 0.085ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・株式会社カーギルジャパンがガーナから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、一律基準を超えてクロルプロファムが 0.03ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・太平洋貿易株式会社がメキシコから輸入した「生鮮アボガド」のモニタリング検査で、一律基準を超えてアセフェートが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・式会社ローヤルがメキシコから輸入した「生鮮アボガド」の自主検査で、一律基準を超えてアセフェートが 0.05ppm 検出され、さらにメタミドホス 0.05ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・エム・ヴィ・エム商事株式会社がアメリカ合衆国から輸入した「生鮮ブロッコリー」のモニタリング検査で、ピラクロストロビン 0.8ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。また、自主検査でも、ピラクロストロビン 0.36ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・株式会社イシハラがアメリカ合衆国から輸入した「生鮮ブロッコリー」の自主検査で、ピラクロストロビン 0.5ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・天成貿易株式会社が中華人民共和国から輸入した「生鮮にんじん」の命令検査で、一律基準を超えてアセフェートが 0.02ppm 検出され成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・株式会社神戸洋行が中華人民共和国から輸入した「生鮮にんじん」の命令検査で、一律基準を超えてアセフェートが 0.04ppm 検出され成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・伊藤忠商事株式会社がボリビアから輸入した「ゴマの種子」の自主検査で、一律基準を超えてフェニトロチオンが 0.02ppm 検出され成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・曾文商事株式会社がタイから輸入した「冷凍赤トガラシ」のモニタリング検査で、一律基準を超えてプロチオホスが 0.06ppm 検出され成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・株式会社ブイエスジーが中華人民共和国から輸入した「烏龍茶」の命令検査で、トリアゾホス 0.07ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・株式会社日食がフランスから輸入した「ウーロン茶」の命令検査で、トリアゾホス 0.06ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・都商事株式会社が中華人民共和国から輸入した「シロップ漬け果実（山査子）」の自主検査で、

指定外添加物サイクラミン酸が $64 \mu\text{g/g}$ 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

- ・株式会社ディプロがベトナムから輸入した「その他の他に分類されない調味料：PREMIX（シーズニングパウダー）」の自主検査で、指定外添加物サイクラミン酸が $69 \mu\text{g/g}$ 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・レイナ株式会社がスペインから輸入した「ビネガー（RED WINE VINEGAR）」の自主検査で、指定外添加物アズルビン及びパテントブルーが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・有限会社ウイングがオーストリアから輸入した「リキュール類」の自主検査で、指定外添加物パテントブルー及びキノリンイエローが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・野村ユニソン株式会社がオランダから輸入した「リキュール類」の自主検査で、指定外添加物アズルビンが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・有限会社大泰がタイから輸入した「野菜調整品：フライドガーリック」のモニタリング検査で、指定外添加物 TBHQ が $12 \mu\text{g/g}$ 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・不二製油株式会社が中華人民共和国から輸入した「大豆たんぱく」の自主検査で、ピロ亜硫酸ナトリウム（二酸化硫黄として） 0.035g/kg 検出による使用基準不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社ロッテガロンヌ商会在フランスから輸入した「果実の調整品」の自主検査で、二酸化硫黄 0.037g/kg 検出による使用基準不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社日食がドイツから輸入した「キャンディ類」の行政検査で、指定外添加物ヒマワリレシチンが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社協同インターナショナルがスペインから輸入した「ナチュラルチーズ」の自主検査で、ナタマイシン 0.028g/kg 検出による使用基準不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
*使用基準は、 0.020g/kg 未満
- ・株式会社八千代商事が中華人民共和国から輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：ロース豚カツ（カレーパン粉）の命令検査で、クレンブテロール 0.00006ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・丸善薬品株式会社が大韓民国から輸入した「食品添加物：リン酸水素二アンモニウム」の自主検査で、成分規格不適合（純度試験(4)硫酸塩（ SO_4 として） 不適）とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
*純度試験(4)硫酸塩 SO_4 として 0.038% 以下
- ・アセアントレーディング株式会社がタイから輸入した「食品添加物：ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン」の自主検査で、プロピレンクロロヒドリン類 $1.2 \mu\text{g/kg}$ 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
*純度試験 プロピレンクロロヒドリン類 $1.0 \mu\text{g/kg}$ 以下

（作成：2011年4月1日）

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

放射能汚染された食品の取り扱いについて

平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出されたところである。

このため、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする食品衛生法の観点から、当分の間、別添の原子力安全委員会により示された指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることがないよう販売その他について十分処置されたい。

なお、検査に当たっては、平成14年5月9日付け事務連絡「緊急時における食品の放射能測定マニュアルの送付について」を参照し、実施すること。

| 別添 | | |
|--|---|-------|
| ○飲食物摂取制限に関する指標 | | |
| 核種 | 原子力施設等の防災対策に係る指針における 摂取制限に関する指標値 (Bq/kg) | |
| 放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： ¹³¹ I) | 飲料水 | 300 |
| | 牛乳・乳製品 注) | |
| | 野菜類 (根菜、芋類を除く。) | 2,000 |
| 放射性セシウム | 飲料水 | 200 |
| | 牛乳・乳製品 | |
| | 野菜類 | 500 |
| | 穀類 | |
| ウラン | 肉・卵・魚・その他 | 100 |
| | 乳幼児用食品 | |
| | 飲料水 | |
| | 牛乳・乳製品 | |
| | 野菜類 | |
| | 穀類 | |
| プルトニウム及び超ウラン元素 のアルファ核種 (²³⁸ Pu, ²³⁹ Pu, ²⁴⁰ Pu, ²⁴² Pu, ²⁴¹ Am, ²⁴² Cm, ²⁴³ Cm, ²⁴⁴ Cm 放射能濃度の 合計) | 肉・卵・魚・その他 | 10 |
| | 穀物 | |
| | 野菜類 | |
| | 牛乳・乳製品 | |
| | 飲料水 | |

注) 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

事務連絡
平成23年3月18日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に基づく
検査における留意事項について

今般、平成23年3月17日付食安発0317第3号「放射能汚染された食品の取り扱いについて」において、食品の放射能汚染にかかる食品衛生法第6条第2号の該否にかかる暫定規制値を示すとともに、検査に当たっては、標記マニュアルを参照し実施するよう通知したところです。当該暫定規制値については、原子力安全委員会により示された指標値を用いており、当該指標値は、調理され食事に供される形のものに適用されるものとされていることから、同マニュアルに基づく検査を行う場合は、下記に留意の上、実施するようお願いします。

記

野菜等の試料の前処理に際しては、付着している土、埃等に由来する検出を防ぐため、これらを洗浄除去し、検査に供すること。

なお、土、埃等の洗浄除去作業においては、汚染防止の観点から流水で実施するなど十分注意すること。